第七九類　亜鉛及びその製品

| | |
|---|---|
| 七九・〇一―七九・〇二 | 第七九・〇一項又は第七九・〇二項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 |
| 七九〇三・九〇 | 第七九〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 |
| 七九〇七・〇〇 | 第七九〇七・〇〇号の産品への他の項の材料からの変更 |

第八〇類　すず及びその製品

| | |
|---|---|
| 八〇〇一・二〇 | 第八〇〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更 |
| 八〇・〇三―八〇・〇七 | 第八〇・〇三項又は第八〇・〇七項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 |

第八一類　その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

| | |
|---|---|
| 八一〇一・一〇―八一〇一・九六 | 第八一〇一・一〇号から第八一〇一・九六号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 |
| 八一〇一・九九―八一〇二・一〇 | 第八一〇一・九九号又は第八一〇二・一〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更 |
| 八一〇二・九五―八一〇二・九六 | 第八一〇二・九五号又は第八一〇二・九六号の産品への他の項の材料からの変更 |
| 八一〇二・九九 | 第八一〇二・九九号の産品への他の項の材料からの変更 |
| 八一〇六・〇〇―八一〇七・二〇 | 第八一〇六・〇〇号又は第八一〇七・二〇号の産品への他の類の材料からの変更 |

第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

| | |
|---|---|
| 八二〇一・五〇 | 第八二〇一・五〇号の産品への他の項の材料からの変更 |
| 八二〇二・一〇―八二〇二・三九 | 第八二〇二・一〇号から第八二〇二・三九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 |
| 八二〇二・九九―八二〇五・一〇 | 第八二〇二・九九号から第八二〇五・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更 |
| 八二〇五・四〇―八二〇五・五九 | 第八二〇五・四〇号から第八二〇五・五九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 |
| 八二〇五・七〇 | 第八二〇五・七〇号の産品への他の項の材料からの変更 |
| 八二〇五・九〇―八二〇八・三〇 | 第八二〇五・九〇号から第八二〇八・三〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更 |
| 八二〇八・九〇―八二一〇・〇〇 | 第八二〇八・九〇号から第八二一〇・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更 |
| 八二一一・九二―八二一一・九四 | 第八二一一・九二号から第八二一一・九四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 |
| 八二一二・二〇 | 第八二一二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更 |
| 八二一五・九一 | 第八二一五・九一号の産品への他の項の材料からの変更 |

第八三類　各種の卑金属製品

| | |
|---|---|
| 八三〇一・二〇 | 第八三〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。 |
| 八三〇一・四〇―八三〇二・二〇 | 第八三〇一・四〇号から第八三〇二・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更 |
| 八三〇二・三〇 | 第八三〇二・三〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。 |
| 八三〇二・四一―八三〇二・六〇 | 第八三〇二・四一号から第八三〇二・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 |
| 八三〇五・二〇 | 第八三〇五・二〇号の産品への他の項の材料からの変更 |
| 八三〇六・二九 | 第八三〇六・二九号の産品への他の項の材料からの変更 |
| 八三〇七・一〇―八三〇八・一〇 | 第八三〇七・一〇号から第八三〇八・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更 |
| 八三〇八・九〇 | 第八三〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 |
| 八三・一〇―八三・一一 | 第八三・一〇項又は第八三・一一項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 |

第一六部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）

第八四類　原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

| | |
|---|---|
| 八四〇七・三一 | 第八四〇七・三一号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセント以上であること。 |
| 八四〇七・三二―八四〇七・三四 | 第八四〇七・三二号から第八四〇七・三四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 |
| 八四〇八・二〇―八四〇八・九〇 | 第八四〇八・二〇号又は第八四〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 |
| 八四〇九・九九 | 第八四〇九・九九号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 |
| 八四一三・三〇 | 第八四一三・三〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 |
| 八四一五・一〇 | 第八四一五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセント以上であること。 |
| 八四・八二 | 第八四・八二項の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 |
| 八四八三・六〇 | 第八四八三・六〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 |
| 八四・八四 | 第八四・八四項の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 |

第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

| | |
|---|---|
| 八五〇一・一〇 | 第八五〇一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 |
| 八五〇一・三一―八五〇一・三二 | 第八五〇一・三一号又は第八五〇一・三二号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 |
| 八五一一・九〇 | 第八五一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 |
| 八五一二・三〇―八五一二・九〇 | 第八五一二・三〇号から第八五一二・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 |
| 八五一六・五〇 | 第八五一六・五〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 |
| 八五一八・四〇 | 第八五一八・四〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 |
| 八五二一・九〇 | 第八五二一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 |
| 八五・四一 | 第八五・四一項の産品への他の類の材料からの変更（第八五四一・一〇号、第八五四一・二一号、第八五四一・二九号、第八五四一・三〇号、第八五四一・四〇号、第八五四一・五〇号、第八五四二・三一号、第八五四二・三二号、第八五四二・三九号及び第八五四二・三三号に分類されない構成機器は、考慮しない。） |
| 八五四二・三一―八五四二・三九 | 第八五四二・三一号から第八五四二・三九号までの各号のハイブリッド集積回路への他の号の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること又は、第八五四二・三一号から第八五四二・三九号までの各号の集積回路（ハイブリッド集積回路を除く。）への他の類の材料からの変更（第八五四一・一〇号、第八五四一・二一号、第八五四一・二九号、第八五四一・三〇号、第八五四一・四〇号、第八五四一・五〇号、第八五四二・三一号、第八五四二・三二号、第八五四二・三九号に分類されない構成機器は、考慮しない。） |
| 八五四四・三〇 | 第八五四四・三〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 |